

銚子市外川漁港海業推進事業計画策定支援等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

目的

本要領は、業務の目的および内容に最も適した候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式により参加者に提案を求め、実績・知識・創意工夫などを総合的に評価し、本市にとって最も優れた事業者を選定するための手続きについて必要な事項を定めるものとする。

本市では、外川漁港周辺の海や観光などの地域資源を生かす海業を推進し、PPP(公民連携)による民間資本を活用することで漁港周辺の賑わいの創出を図る。

令和7年1月から、海業についての理解を深めるとともに漁港内の未利用地の活用について協議してきたが、令和8年4月に銚子市外川漁港海業推進地域協議会を設置し、事業実現に向けた構想の具現化を図るため「銚子市外川漁港海業推進事業計画」を策定する。

第1 公募型プロポーザルに付する事項

- | | |
|-------------------|---|
| 1 業務名 | 銚子市外川漁港海業推進事業計画策定支援等業務 |
| 2 業務内容 | 別紙「銚子市外川漁港海業推進事業計画策定支援等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり |
| 3 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和9年3月19日(金)まで |
| 4 業務に要する費用(見積限度額) | <u>6,380,000円</u> (消費税及び地方消費税を含む) |
| 5 事務担当課 | 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 銚子市水産課
電話番号 0479-24-8936 FAX 0479-25-0277
電子メール suisan@city.choshi.lg.jp |

第2 応募者の参加要件等

- 1 応募者の参加要件
 - (1)銚子市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - (2)公告日から契約締結日まで、銚子市から入札参加資格停止措置を受けていないこと。
 - (3)過去5年間(令和3年度～令和7年度)において、地方公共団体等の水産業や漁港の活用等に関する計画策定支援業務又は総合戦略の策定支援業務などのまちづくりに関する計画の策定支援業務(計画策定に係るアンケートや基礎知識のみの場合は除く)を直接受注し、かつその委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有する者であること。
- 2 応募者の制限

次の要件を満たしている日本国内で法人登録をしている法人とする。

 - (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - (2)国税及び地方税を滞納していないこと。

別紙 1

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)(以下これらを「暴力団等」という。)又は次のいずれかに該当する者(法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。)でないこと。
 - ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - イ 募集に付する市有地を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
 - ウ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
 - オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 前記(1)から(4)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて応募しようとする者でないこと。
- (6) 前記(1)から(4)までのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、その他の使用人として使用したものでないこと。
- (7) その他、市が特別な理由で不適格と判断する者でないこと。

3 応募に際しての注意事項

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 事業提案書の提出は1者につき1案とする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 応募者は、提案計画の内容や市との協議事項、交渉内容等について、守秘義務を遵守することとし、市からの承諾なく、これらの内容を公表してはならない。
- (6) 共同応募における責任の所在は、構成員のうち事業役割を担う代表事業者にあるものとし、市からの通知等については、代表事業者へ送付等するものとする。

第3 全体スケジュール

本事業は次の日程で行う。ただし、変更となる場合がある。

項目	日程
公告	令和8年4月20日(月)
質問書の提出期限	令和8年4月27日(月)
質問に対する回答	令和8年4月30日(木)
参加表明書の提出期限	令和8年5月13日(水)
事業提案書提出者選定通知	令和8年5月15日(金)
事業提案書等の提出期限	令和8年5月29日(金)
事業提案審査(プレゼンテーション)	令和8年6月上旬
選定結果通知	令和8年6月中旬
契約締結予定日	令和8年6月中旬

第4 質問書の提出及び回答

1 提出書類

質問書 【様式1】

2 提出期限

令和8年4月27日(月)午後5時まで(必着)

3 提出先

本要領第1 公募型プロポーザルに付する事項5に記載の担当課

4 提出方法

持参、郵送、FAX 又は電子メール

(FAX 又は電子メールの場合には、上記提出先へ到着確認を必ず行うこと。)

5 回答方法

質問要旨及び回答内容は、令和8年4月30日(木)午後5時までに銚子市ウェブサイトに掲載する。

第5 参加手続き等

1 参加申し込みの手続き

(1) 提出書類

ア 参加表明書 【様式2】

イ 業務実績調書 【様式3】

ウ 業務実施体制表 【様式4】

エ 法人概要 【任意様式。パンフレット可】

(2) 提出期限

令和8年5月13日(水)午後5時まで(必着)

別紙 1

(3) 提出先

本要領第1 公募型プロポーザルに付する事項5に記載の担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は一般書留、簡易書留等の記録に残る方法に限る。)

FAX、電子メールでの提出は不可。

(5) 参加表明後の辞退

参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届【様式5】を提出すること。

2 参加資格の審査及び企画提案書提出を要請する者の選定

参加表明書等を提出した全ての事業者に対して、参加要件を満たす者に該当するか審査を行い、結果を電子メールにより通知する。

ただし、参加申込者が5者以上の場合は、提出書類の業務実績調書、業務実施体制表について、別紙「評価基準1」による書類審査を行い、内容が優れた4者を選定し、結果を電子メールにより通知する。

なお、選定されなかった事業者は、通知をした日から起算して7日(休日を除く)以内に、書面(様式任意)の持参(休日を除く)または、郵送(書留郵便)により、企画提案書提出者として非選定となった説明を求めることができる。

3 事業提案書の作成

※下記(1)のイの表記にあたっては、提案者を特定できる表示(企業名やロゴマーク等)をしてはならない。

(1) 提出書類

ア 事業提案書(表紙) 【様式6】

イ 提案書 【任意様式】

別紙「評価基準1」及び「評価基準2」の評価項目に応じた提案書を作成すること。

ウ 見積書 【様式7】

(2) 提案書の作成方法

ア 仕様書を踏まえて作成し、A4縦長ファイルに綴じたものを8部提出すること。(A3判の横折り込み可)

イ 提案書に用いる文字サイズは11ポイント以上(注釈、図表などの記載は除く)とし、簡潔かつ明瞭に記述すること。

ウ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

エ その他、本市にとって有益で創意工夫のある提案に努めること。

(3) 提出期限

令和8年5月29日(金)午後5時まで(必着)

(4) 提出先

本要領第1 公募型プロポーザルに付する事項5に記載の担当課

(5) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は一般書留、簡易書留等の記録に残る方法に限る。)

FAX、電子メールでの提出は不可。

第6 契約候補者の選定

1 事業提案審査(プレゼンテーション)の実施

(1) 実施日

令和8年6月上旬

※ 実施順は参加表明書の受付順とし、会場や時間割等は別途通知する。

※ 企画提案書の提出が1者の場合もプレゼンテーションを実施のうえ、受注候補者を選定する。

(2) プレゼンテーションの時間等

ア 企画提案書等に基づき、30分以内(提案説明20分、質疑応答10分)とする。ただし、パソコン等の使用を想定し、プレゼンテーション前に5分間の準備時間を設ける。

イ 出席者は3名以内とし、本業務の主担当技術者は必ず出席すること。

ウ 当日は、提出書類を用いて行うものとし、当日の差替え、追加資料は認めない。

エ 説明のためのスクリーン及びプロジェクター、電源は銚子市が用意するが、パソコンや電源ケーブル等その他説明に必要なものがある場合は、提案者が用意すること。

オ 出席する者は、参加者を特定できる表示をしてはならない。

2 審査方法

(1) 市は、提出された提案について選考委員を定め、事業提案審査を行う。

(2) 審査は別紙「評価基準1」及び「評価基準2」に定める評価基準により総合的な評価を行い、委員の持ち点(100点)を合算した値(合計点)が最も高い応募者を契約候補者とする。

(3) 合計点満点の60%を最低基準点とし、これに満たない場合は前号の規定によらず契約候補者として選定しない。

3 審査結果

市は、事業提案審査を受けた全ての事業者に対し、審査の結果を通知するものとする。

第7 契約の締結

市は、本事業の契約候補者決定後、業務委託契約内容について詳細協議するとともに、随意契約を締結する。

第8 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション参加等、本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査及び説明のため写しを作成し使用することができるものとする。また、公平性、透明性及び客観性の確保を目的に公表することがある。
- (3) その他、本要領及び仕様書等に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

別紙

【評価基準1】

評価項目		評価の視点	配点
業務実施体制	法人の業務実績	1 ・同種業務の実績を有しており、業務内容が本業務の実施目的の達成に有効であると認められるか。	10
	配置予定技術者の業務実績等	2 ・配置予定技術者は、本業務の履行に対し十分な実績を有し、役割分担の明確さや、連携の体制が十分であるか。	10
計			20

【評価基準2】

評価項目		評価の視点	配点
事業提案書	全般的事項	3 ・提案内容が具体的でわかりやすく、実効性の高い提案がなされているか。	10
	地域特性の把握	4 ・銚子市の地域特性や水産業の課題を的確に想定した提案がなされているか。	10
	サウンディング調査等の手法	5 ・調査にあたり、事業の PPP/PFI の活用に向けたノウハウを生かした提案をしているか。また、地元事業者を対象として含めた提案をしているか。	10
	課題の整理	6 ・多様な主体の意見を広く集約するなど、効果的な会議運営等について提案されているか。	10
	独自性	7 ・仕様書等に定めるものに加え、本市にとって有益な独自の提案があるか。	10
	スケジュール	8 ・業務の実施スケジュールが具体的かつ的確に示されているか。	10
プレゼンテーション	9 ・分かりやすく、説得力があるか。 ・取組意欲が高く、熱意を感じられるか。	10	
価格	10 ・見積価格の相対評価とし、最低見積価格/当該参加者の見積価格×10 点で配点。	10	
計			80